# 未来守 府中支部

# 会則

# 第1条 名称

本会は、未来守 府中支部 と称する。

# 第2条 所在地

本会の住所は、代表の自宅とする。

#### 第3条目的

幅広い年代の方々と一緒に交流出来る環境を共創する。

# 第4条事業

事業は下記について実施をする。

- 1 無料塾の開催
- 2 清掃活動の開催
- 3 地域交流会の開催
- 4 その他未来守として必要な活動

# 第5条 運営

会員の熱意と相互信頼を、全ての活動・運営の基盤とする。 会の運営は、会員の自主運営 によるものとする。

#### 第6条 会員資格及び会費について

- 1 当会の会員資格は、当会の趣旨に賛同し、これから活動しようとしている個人にとする。
- 2 入会金及び会費は無とし、事業経費かが必要な場合は、会員との協議の上、負担金を徴収する。

#### 第7条入会

入会を希望とするものは、趣旨に賛同し、必要事項を登録したものを会員とする。

#### 第8条退会

退会を希望する会員は、代表に提出する。なお、団体所有の資産について持ち分を放棄し、 分割請求及び清算は行わないものとする。

### 第9条 役員会

本会に役員会を置く。役員会は会の運営方針及び事業の決定を行う。

# 第10条 役員の構成

代表 1名

副代表 1名以上2名以下

会計 1 名以上

広報 1名以上

庶務 1名以上

監査 1名以上

# 第11条 役員の離任

役員は会員の互選で選任する。

#### 第12条 役員の職務及び任期

- 1 代表は、本会を代表し会務を統括する。
- 2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故のある時はその職務を代行する。 3 会計は、本会のお金の出入りの把握・管理をする。
- 4 広報は、本会を外部へ発信する。
- 5 庶務は、上記の役職では手が回らない任務を遂行する。
- 6 監査は、会の業務及び財産の状況を監査する。
- 7 任期は1年とし、再任を妨げない。

#### 第13条 会の構成及び決議について

- 1 本会の会議は総会及び役員会とし、総会は年1回開催し、事業報告及び会計報告、 事業計画について報告する。
- 2 議決権は1人1票とし、1/2 以上の賛成をもって議決するものとする。

# 第14条 事業年度

本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 第15条 会則の変更

会則の変更は役員会で決定する。

第16条 その他 会則で定める他の必要な事項は役員会で決定する。

# (附則)

本会則は令和4年8月13日から施行する。

(設立年月日)

令和4年8月12日